

農業委員会議事日程

日 時：令和3年6月28日（月）午後1時30分
場 所：千曲市役所 302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
 2. 経過報告
 3. 会期の決定について
 4. 議事録署名委員の指名について
 5. 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
 6. 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 7. 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
 8. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 9. その他
- 〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員長

1 番 中嶋 喜代栄 外 13 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

事務局次長

大友 誠

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今から令和3年6月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
7番 綿貫 孝美 委員、8番 渡邊 菊 委員の両委員をお願いいたします。
それでは、日程第5、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の2番、3番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する6番 島田 孝 委員の退席を求めます。

……島田委員退席……

議 長

それでは、2番、3番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番案件について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第10号」2番、3番案件は、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……島田委員 入室・着席……

議 長

それでは、1番案件、4番から7番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、4番から7番案件について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第10号」1番案件、4番から7番案件について原案のとおり可決されました。

議 長

続いて、日程第6、議案11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番の岡田です。1 番案件について、担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は寂蒔区の国道 18 号線沿いにあります社会福祉法人〇〇から、30m程南側で東側に沿った土地にコインランドリーと喫茶店を建設する申請です。土地は申請者の父親名義で、以前 5 条申請した土地ですが、父親が亡くなり相続人となった申請者が改めて申請したもので、一部プレハブ小屋や盛り土のための擁壁が造られて嵩上げされた土地になっています。周囲は北側が市道、西側が国道 18 号線、南側も市道で東側は水路となっており、隣接する農地はありません。雨水は浸透ますによる地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

14 番保木野委員

1 4 番保木野です。2 番から 4 番案件を関係委員と現地確認をしましたので報告いたします。

まず 2 番案件ですが、場所は一重山の東 200m、北には 100m先に県道があり、西には北陸新幹線があります。南と西は住宅で、東は新幹線、北は農地で地権者の同意は得ています。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道への接続で問題ありません。

続いて 3 番案件ですが、場所は、西にしなの鉄道、東の北陸新幹線に挟まれた約 150m中間に位置するところです。周囲地権者 6 名の同意を得ています。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道への接続で問題ありません。

続いて 4 番案件ですが、場所は屋代 須須岐水神社の西 100mの位置にある畑です。隣接農地は東の一面のみで、同意を得ています。目的は駐車場ですが、問題ないことを確認しました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。5 番案件について報告いたします。場所は稲荷山で、国道 403 号線の元町の信号を 20m程行ったところで、派出所と給食センターの間になります。整骨院と住居を兼ねた建物を建設するということです。南側は市道、西側は国道 403 号線、北側は農地になっていますが、隣接地農地の同意も得ています。西面と北面に水路がありますが、水路との境界には L 型擁壁を設置して、土砂の崩落、流出を防止するという事です。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続し、特に問題はありませぬ。

15 番長門委員

1 5 番長門です。6 番、7 番について報告いたします。

まず 6 番についてですが、今回の場所は八幡の郡区になります。八幡小学校から西

へ700mぐらいの位置になり、一体は果樹地帯に家屋や事業所が徐々に増えてきた地域であります。一般廃棄物や産業廃棄物の処理業を行っている株式会社〇〇の西側に接する農地を株式会社〇〇が取得し、家電製品の分別作業用地として使用する計画であります。特に造成工事を行わず、周辺農地に粉塵が飛散しないように、西側と東側に防塵ネットを設置する計画であります。隣接者から同意を得ており、特に問題ないと思いますが、周辺農地では、ぶどうを生産しておりますので、防塵ネットによる日照の影響や、粉塵による農家とのトラブルが生じないように、していただきたいと思っております。

続きまして7番案件ですが、場所は武水別神社の北側に宮川に掛かる八幡橋がありますが、そこから北東に約300mに位置し、譲受人の住宅と千曲川の左岸堤防に挟まれた農地になります。顛末書によると譲受人が平成25年に住宅を増築した際に、境界の確認を怠り、僅かですが譲渡人の農地へはみ出したようです。平成28年に土地所有者と売買契約が締結されましたが、農地転用許可申請はなされず、今日になっておりました。現地は既に農地ではなく、庭の一部になっており隣接者から同意は得ており、問題はないと思っております。本件は手続きをしないで転用したものであり、残念なことと思っております。顛末書にあるように、今後はこのようなことが無いようお願いしたいと思います。

13 番高松委員

13番高松です。過日、更級地区の関係委員3名と現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

8番案件の場所は、更級神社より西へ50mのところ、西側に申請者の住宅、北側は市道、南側、東側は畑で現在は無耕作地になっております。また隣接道路との段差はなく、駐車場として整備するため砂利を敷くだけです。また隣接農地の耕作者から同意を得ているので問題ないと思っております。なお追認ということでございますが、申請者の住宅には車1台分しか置けないため、家族の車や来客用の駐車場として畑の自宅側の一角を借り、昨年6月より現在まで駐車場として使用しておりました。また転用については貸した人、借りる人が農地法を理解していないことが原因です。なお先程ご審議いただきました、議案第10号の5番案件で、この駐車場となっている箇所を含め、申請者の父親が畑を取得する際、駐車場となっている箇所を分筆し、今回申請者が取得するものであります。

9 番緑川委員

9番緑川です。過日、関係員と現地確認をしましたので報告いたします。

まず9番の場所ですが、上徳間伊勢社の東50m程、北側は道路、西は住宅、東と南は農地に接しておりますが、耕作者の同意を得ています。排水等も適切であります。

続いて10番、内川の大西線沿いに〇〇というドラックストアがありますが、その裏側です。住宅と墓地に囲まれた小さな農地ではありますが、他の農地には接しておりません。排水も駐車場ということで問題ありません。

続いて11番、五加小学校の南100m程、東は住宅、西は墓地、南は道路、北は譲渡人の父親の畑でありまして、当然同意は得ています。排水等も適切であると思っております。

4 番栗原委員

4 番栗原です。1 2 番案件について関係委員 4 名で確認しております。場所は麻績インター千曲線、通称四十八曲がりと上山田庁舎より、知識寺までの途中を右に 100 m 行った場所です。西側は市道、北側は住宅、南側は奥の住宅の取付け道路でございます。東側は少し高くなっておりまして、荒地であります。新築に当たりまして、その場所だけ草刈りをしてありました。申請地はコンクリート土留めで囲み、施工の予定です。雨水は地下浸透で隣接地 2 件につきまして、了解を得ていますので問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 1 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第 7、議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 1 0 番案件を審議いたします。
農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する 6 番 島田 孝 委員の退席を求めます。

……島田委員退席……

議 長

それでは 1 0 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による集積

計画について、10番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第12号、10番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……島田委員 入室・着席……

議長

それでは、1番から9番案件、11番から23番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がありますので進行します。

質疑、意見を終結し、採決いたします。お諮りします。議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、1番から9番案件、11番から23番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第12号、1番から9番案件、11番から23番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

議長

以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第8、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長

大友次長

官坂担当係長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

議長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がありますので進行いたします。

続いて、日程第9、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年6月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時16分